

令和元年度 第1回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」
次第

日時：令和元年9月12日（木）

15時00分から17時00分まで

場所：横浜市青少年育成センター 第1研修室

- 1 開 会

- 2 前回までの分科会3の振り返りについて（報告） 【資料1】

- 3 成年後見制度に関するヨコハマeアンケートの結果について（報告） 【資料2】

- 4 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」中間報告書について（報告）
【資料3】

- 5 議事
 - (1) 中核機関の機能等について 【資料3】

 - (2) 区協議会の機能・役割について 【資料4】

- 6 今後のスケジュール 【資料5】

- 7 その他

- 8 閉 会

【資料】

- 資料1 前回までの分科会3の実施結果について
- 資料2 成年後見制度に関するヨコハマeアンケート実施結果について
- 資料3 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」中間報告書
- 資料4 区協議会の新たな機能・役割について
- 資料5 令和元年度中核機関設置に向けたスケジュール

分科会3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」委員名簿
(敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者 (福祉)
2	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員 児童委員協議会
3	赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
4	生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 役員会代表 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
5	坂田 信子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
6	松木 崇	神奈川県弁護士会	<臨時委員> 弁護士
7	岩屋口 智栄	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	<臨時委員> 司法書士
8	石井 雅子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川 運営副委員長	<臨時委員> 社会福祉士
9	大野 照夫	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部 副支部長	<臨時委員> 行政書士
10	辻川 彰	神奈川県精神保健福祉士協会 事務局長	<臨時委員> 精神保健福祉士
11	小林 俊一	認知症の人と家族会 神奈川県支部	<臨時委員> 当事者 (親族)
12	宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会	<臨時委員> 当事者 (親族)
13	角田 辰雄	横浜市介護支援専門員連絡協議会 副代表	<臨時委員> 介護サービス事業者
14	中根 幹夫	南区基幹相談支援センター 所長 (地域活動ホームどんとこい・みなみ)	<臨時委員> 障害関係相談支援事業者
15	栗原 美穂子	一般社団法人横浜在宅看護協議会 会長	<臨時委員> 医療関係者
16	鈴木 伸彦	横浜市総合保健医療センター 総合相談室 担当係長	<臨時委員> 医療関係者
17	小野 広久	緑区社会福祉協議会 事務局長	<臨時委員> 区社協事務局長

前回までの分科会 3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」 の実施結果について

1 分科会実施の目的

国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市として成年後見制度をはじめとする権利擁護をどのように推進していくか、特に成年後見制度の利用促進に係る部分について、検討し、第4期横浜市地域福祉保健計画に反映するため。

(第4期横浜市地域福祉保健計画の「推進の柱2-3」が横浜市成年後見利用促進基本計画部分)

2 実施状況

日時	検討（意見交換）内容
【第1回】 29年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会3の設置趣旨と課題意識の共有 ・効果的・効率的な広報のあり方について ・地域や支援者側から成年後見人に求めたいこと、成年後見人側から支援者に求めたいこと
【第2回】 30年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・中核機関の機能と役割、権利擁護の推進状況について ・本市で重点的に取り組むことについて
【第3回】 30年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関と協議会の役割、設置単位について ・今後の中核機関と協議会の機能等の検討について

3 実施結果

(各委員からの主なご意見)

- ・広報、普及啓発をさらに幅広い対象者に実施すること。
- ・地域の関係者が権利擁護のニーズを適切にとらえ、制度の利用が必要な人を速やかに相談支援機関につなげ、相談支援機関において適切な支援ができるよう相互のスキルアップを図ること。
- ・既存の地域連携ネットワークを生かし、後見人を含め、被後見人に対する継続的なチーム支援のしくみを強化すること。

※こうした議論を踏まえ、本市としては、成年後見制度利用促進のための司令塔機能を果たし地域連携ネットワークの中心となる「市協議会」を1か所、「区協議会」を各区18か所と、「市協議会」の事務局機能等を持つ「中核機関」を設置することとして、具体的な設置運営等に関する検討を行うことになりました。

4 元年度の検討内容等

「中核機関」、「協議会」の2年度の設置運営を目指し、元年度は「中核機関」の運営実施方針等の検討と合わせて「協議会」の役割、機能について検討会を実施しています。

全 体 会：中核機関と協議会の機能、各機関・団体との連携、市域と区域の推進方法等

相談支援部会：権利擁護のニーズのとらえ方、相談機関の役割発揮について等

利用支援部会：申立て支援、成年後見制度利用における課題、チーム支援について等

成年後見制度に関する「ヨコハマ e アンケート」実施結果について

平成 30 年度に第 4 期横浜市地域福祉保健計画と一体で市の成年後見制度利用促進基本計画を策定したことを受け、計画策定時の制度の周知状況や市民の制度に対する意見等を把握する手段の一つとして、「ヨコハマ e アンケート」を活用しました。

1 実施期間

令和元年 5 月 24 日（金）～6 月 7 日（金）

2 ヨコハマ e アンケートの概要

本市の施策や事業について理解を深めてもらうとともに、アンケートにより市民の声を収集し把握しています。また、アンケート結果については迅速に公表するとともに、事業の企画、効果の測定、改善等に活用しています。

例年、公募した 15 歳以上の横浜市民が登録しています。（今年度 3,237 人）

3 アンケート結果（詳細は別紙参照）※回答率は 42.6%（1,380 人）

(1) 幅広い世代へ実施した効果

「成年後見制度を知っているか」の設問における回答者の割合は、全体では約 60% が「知っている」と回答しています。これを年代別に見ると、50 代までは約 53% のところ、60 歳以上では約 75% が「知っている」と回答しており、年齢が上がるほど知っている割合が高くなり、制度への関心が高いことが裏付けられました。

(2) 制度を知ってもらうための効果的な広報への意見

「広報よこはま」や、タウン誌、SNS などの他、以下のような意見がありました。

- ・町内会の掲示板や回覧板
- ・銀行やクリニックの待合室に周知パンフレットの配架やポスターの掲示
- ・市内デパートの広場などで啓発活動
- ・電車やバス内の広告や駅のポスター

(3) 制度利用を考えている市民向けの周知方法

一般的な広報の他、自分や身近な人の利用を考えている方に向けた周知方法への意見としては、以下のように出向いていく形の活動など、小さい規模での説明会等を求める声がありました。

- ・地域の町内会や老人会を通して説明会などを実施するのが、理解を早める近道だと思う。
- ・もっと身近な所で、分かりやすいセミナー等を開いて欲しい。
- ・やはり手間がかかったとしても、人が一対一で丁寧に説明するしかない。
- ・利用方法がわからないので、まず相談窓口がどこなのか知りたい。

(4) 障害者の利用に対する意見 ⇒ 制度の広報・周知に対する意見

- ・愛の手帳を持っている人や保護者へは、役所から講演会や説明会を直接案内した方が
良い。
- ・法人後見についても、もっと広報して欲しい。
- ・軽度の方のために、より本人の能力を生かせる保佐や補助の類型があることも周知し
て欲しい。

(5) 担い手育成の取組への評価

成年後見制度の利用を進める上で、後見人等の担い手の育成も重要な取組になります。本市では平成24年度から 市民後見人 の養成と活動支援を開始していますが、この

取組について「知っている」と回答した方の割合は、わずか 10.5% でした。

市民後見人の養成について 詳しく知りたいという意見が多数 あった一方で、興味はあるが 責任が重い仕事という不安 も聞かれました。

(6) 制度そのものの課題 ⇒ 根強い不信感、不安感など

- ・多少は聞いたことはあるが、良いイメージがない。メリット・デメリットをきちんと説明して欲しい。
- ・後見人はどこまで出来て、これは出来ないなど、利用者側の疑問や不安 にこたえるようなレクチャーを希望している。
- ・本当に信頼できるのか疑問 に思ってしまう。
- ・後見人や後見監督人の報酬が高すぎる。(実際の利用者の方々)
- ・親族以外の者に同制度を利用して、その意思決定を委ねるのは現時点では抵抗がある。
- ・トラブルが起きそうで、あまり関わりたくない。

(7) アンケートを実施した効果 ⇒ 制度を知り、考えてもらえたこと

- ・ますます社会現象として増加すると思うので、事前の対策が重要。周知広報を希望する。
- ・独身の中年が増えているので、中年向けの広報も必要ではないか。
- ・地域で町内会や近所付き合いを地道に増やし、困った人の情報がすくい上げられるようにすべき。
- ・情報を収集したい。今回のアンケートが、検討するきっかけになるかも知れない。
- ・今はまだ考えていないが、歳を重ねるにあたって、考えたい。

令和元年度第4回ヨコハマeアンケート

～身近な地域で安心して暮らすために～成年後見制度に関するアンケート

実施期間 令和元年5月24日（金）から6月7日（金）

事業所管課 健康福祉局 福祉保健課

年代別・性別のメンバー数／構成比

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	14 (0.4%)	52 (1.6%)	211 (6.5%)	425 (13.1%)	352 (10.9%)	386 (11.9%)	229 (7.1%)	2 (0.1%)	1,671 (51.6%)
女性	9 (0.3%)	96 (3.0%)	509 (15.7%)	492 (15.2%)	301 (9.3%)	117 (3.6%)	37 (1.1%)	0 (0.0%)	1,561 (48.2%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	3 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)
計	23 (0.7%)	148 (4.6%)	720 (22.2%)	918 (28.4%)	656 (20.3%)	504 (15.6%)	266 (8.2%)	2 (0.1%)	3,237 (100.0%)

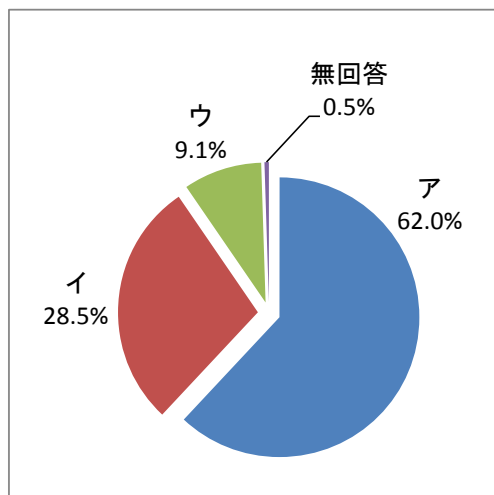
年代別・性別の回答者数／回答率

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	4 (28.6%)	13 (25.0%)	58 (27.5%)	189 (44.5%)	181 (51.4%)	244 (63.2%)	147 (64.2%)	1 (50.0%)	837 (50.1%)
女性	2 (22.2%)	19 (19.8%)	139 (27.3%)	167 (33.9%)	143 (47.5%)	50 (42.7%)	21 (56.8%)	0 (0.0%)	541 (34.7%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)
計	6 (26.1%)	32 (21.6%)	197 (27.4%)	356 (38.8%)	325 (49.5%)	295 (58.5%)	168 (63.2%)	1 (50.0%)	1,380 (42.6%)

Q1 あなたは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方に代わって、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産管理や福祉サービス等の契約を行う成年後見制度を知っていますか。
(単一選択)

n= 1,380

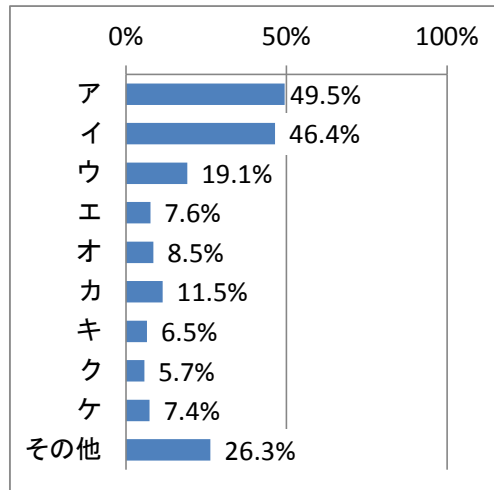
ア	知っている	62.0%	855
イ	聞いたことはあるがよく知らない	28.5%	393
ウ	知らない	9.1%	125
無回答		0.5%	7
		100.0%	1,380



Q2 Q1で「ア 知っている」と答えた方に伺います。成年後見制度をどのように知りましたか。
(複数選択可)

n= 855

ア	テレビ・ラジオ	49.5%	423
イ	新聞	46.4%	397
ウ	広報よこはま	19.1%	163
エ	その他団体の広報誌	7.6%	65
オ	ホームページ SNS	8.5%	73
カ	知人から聞いた	11.5%	98
キ	区役所	6.5%	56
ク	区社会福祉協議会	5.7%	49
ケ	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)	7.4%	63
その他		26.3%	225



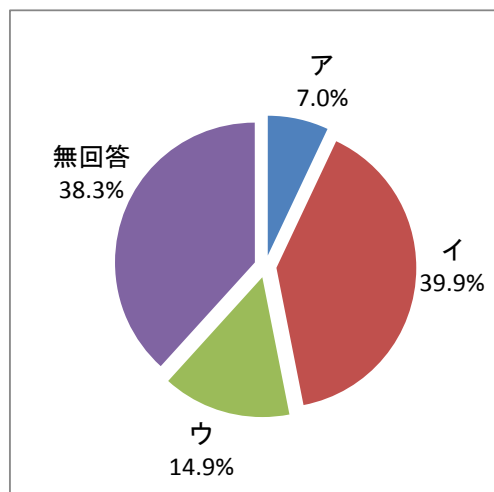
その他(抜粋)

学校で学んだ。
仕事の関係上、知っている。
資格取得の勉強で
実体験
税理士・弁護士などの専門家から

Q3 あなたの周りで成年後見制度を利用している方はいますか。
(単一選択)

n= 1,380

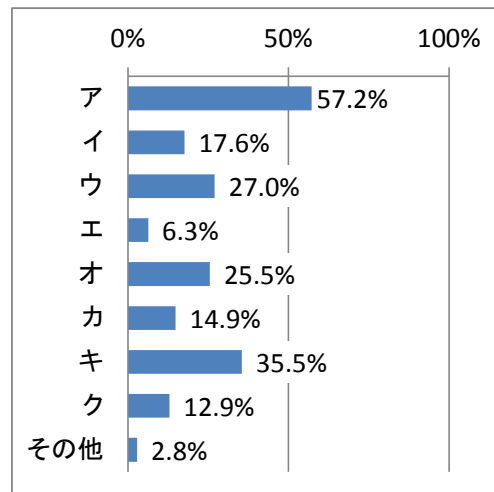
ア	いる	7.0%	97
イ	いない	39.9%	550
ウ	わからない	14.9%	205
無回答		38.3%	528
		100.0%	1,380



Q4 あなたの周りで財産の管理や契約等について、自分ひとりで判断することが難しい方がいた場合、どこに相談しますか。もしくは相談するように伝えますか。
(複数選択可)

n= 1,380

ア	区役所	57.2%	789
イ	区社会福祉協議会	17.6%	243
ウ	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)	27.0%	373
エ	家庭裁判所	6.3%	87
オ	弁護士や司法書士	25.5%	352
カ	民生委員	14.9%	205
キ	家族	35.5%	490
ク	相談先がわからない	12.9%	178
その他		2.8%	39



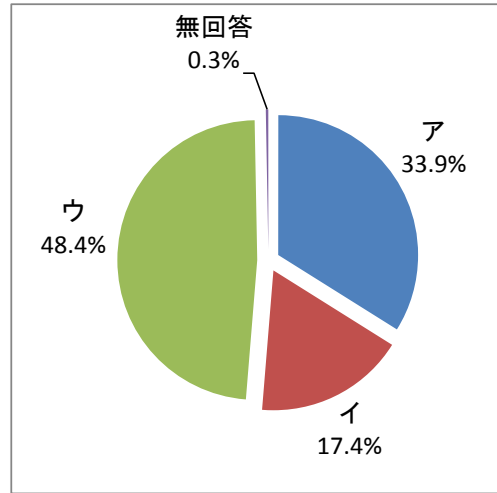
その他(抜粋)

インターネット検索
取引先の銀行
弁護士などがやっている無料相談
友人、知人

Q5 あなたは財産の管理や契約等について、自分ひとりで判断することが難しくなった場合に、「成年後見制度」を利用してみたいですか。
(単一選択)

n= 1,380

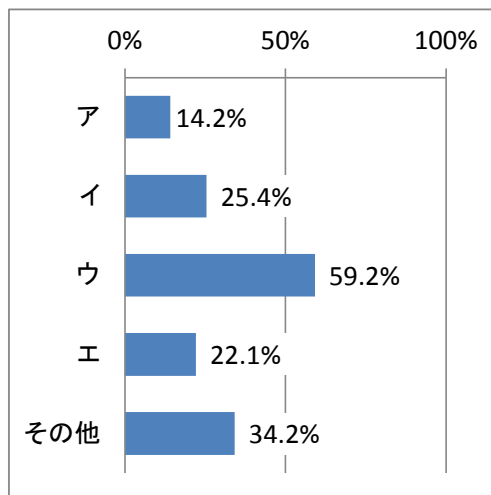
ア	はい	33.9%	468
イ	いいえ	17.4%	240
ウ	わからない	48.4%	668
無回答		0.3%	4
		100.0%	1,380



Q6 Q5で「イ いいえ」と答えた方に伺います。その理由をお答えください。
(複数選択可)

n= 240

ア	制度を良く知らないから	14.2%	34
イ	利用料が心配だから	25.4%	61
ウ	誰が後見人になるかわからないから	59.2%	142
エ	申請手続きが大変そうだから	22.1%	53
その他		34.2%	82



その他(抜粋)

家族がいるので、心配していない。

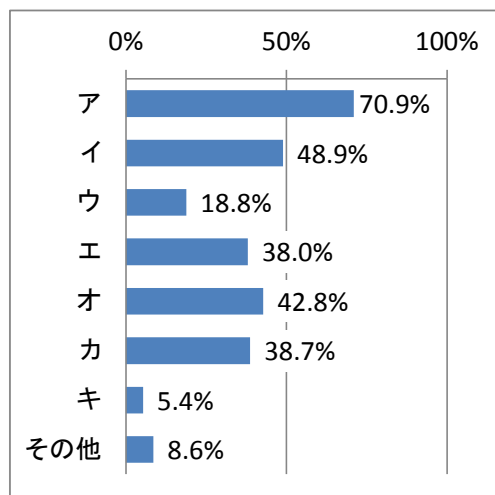
後見人への信頼感不足(悪いニュースを時々聞く)

頼れる子供がいる。

**Q7 成年後見制度をより多くの方に知っていただくために、次のどの方法で周知すると効果的だと思いますか。
(複数選択可)**

n= 1,380

ア	市の広報紙	70.9%	979
イ	市のホームページ	48.9%	675
ウ	動画などによる配信	18.8%	260
エ	市民が利用する施設へのチラシの配架	38.0%	524
オ	地域の広報誌	42.8%	590
カ	説明会やシンポジウムなどの実施	38.7%	534
キ	わからない	5.4%	74
その他		8.6%	118



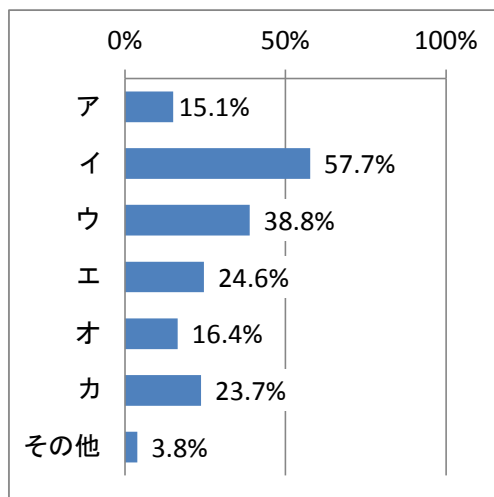
その他(抜粋)

SNSとかYouTube
テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディア
銀行の窓口や心療内科/精神科/発達クリニックの待合室への周知パンフレットやポスターの掲示
今のままなら周知しないほうが良い。
地域の町内会や老人会を通して、説明会などを実施するのが、理解を速める近道だと思います。
町内会の掲示板や回覧板

Q8 あなたは将来に向けて、心配ごとや困っていることがありますか。
(複数選択可)

n= 1,380

ア	保証人等が必要な際、頼る親族がないこと	15.1%	208
イ	病気や介護のこと	57.7%	796
ウ	仕事や経済的なこと	38.8%	536
エ	相続や財産管理のこと	24.6%	339
オ	住むところのこと	16.4%	227
カ	特にない	23.7%	327
その他		3.8%	53



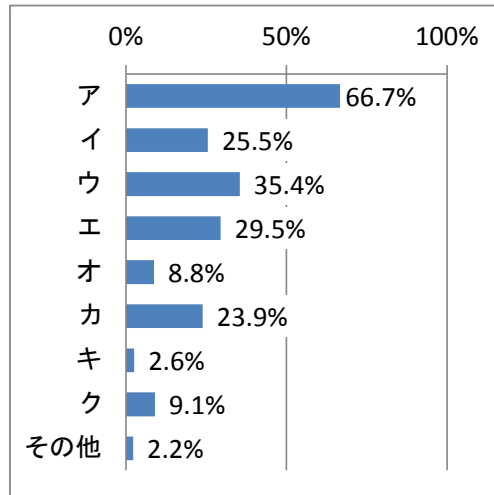
その他(抜粋)

お墓の管理
現状、困っていることはありませんが、今後心配ごとが発生するとすれば、回答ア～オまでのすべてが当てはまる気がします。
子供がいないので、将来頼れる人が一人もいない状態になりそうで、漠然とした不安はあります。
親の介護
知的障害の子どもの将来

**Q9 将来の心配ごとや困っていることについて、あなたが相談できる相手は誰ですか。
(複数選択可)**

n= 1,380

ア	配偶者	66.7%	920
イ	親	25.5%	352
ウ	子ども	35.4%	489
エ	兄弟姉妹	29.5%	407
オ	その他の親族	8.8%	121
カ	友人	23.9%	330
キ	近隣の人	2.6%	36
ク	相談相手はいない	9.1%	125
その他		2.2%	31



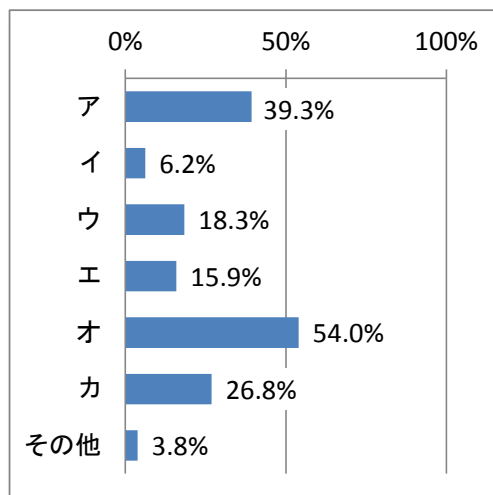
その他(抜粋)

近所のケアプラザ
行政の窓口
相談出来る施設等
弁護士

**Q10 あなたは将来への備えとして、どのようなことに取り組まれていますか。
(複数選択可)**

n= 1,380

ア	親族へ自分の意向を伝えておく	39.3%	542
イ	終活セミナーへの参加	6.2%	85
ウ	エンディングノートや遺言の作成	18.3%	253
エ	近隣の方や親族との交流	15.9%	219
オ	健康づくり	54.0%	745
カ	特にない	26.8%	370
その他		3.8%	53



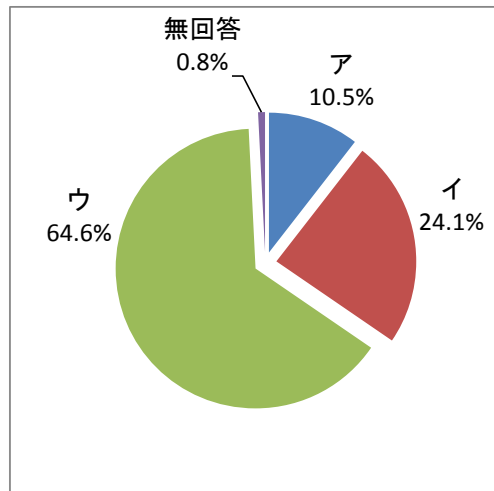
その他(抜粋)

何となくは考えようとしてはいるが具体的に行動には移していない。
今はまだ、考えていませんが、歳を重ねるにあたって、考えたいと思います。
身の回りの整理
貯蓄、保険

Q11 本市では、成年後見人の担い手として、市民後見人の養成・活動支援に取り組んでいます。あなたはこの取組について、知っていますか。
(単一選択)

n= 1,380

ア	知っている	10.5%	145
イ	聞いたことはあるがよく知らない	24.1%	332
ウ	知らない	64.6%	892
無回答		0.8%	11
		100.0%	1,380



Q12 成年後見制度の利用や広報等について、ご意見があればご自由にお書きください。(自由意見)

(抜粋)

成年後見人制度についてきちんと知識や情報を持たない方が多数だと思う。もっと広報活動を行うべきだ。
家庭裁判所に申請すること自体が敷居が高いと思う。 手続きについてわかりやすい説明や書類の作成等手助けが必要だと思う。
市民後見人の養成・活動支援について知りたい。
情報を収集したいと思います。今回のアンケートが、検討するきっかけになるかもしれません。
市民後見人は、人の人生、財産までも管理する制度である以上、養成修了者であれば誰でもなれる制度ではないようにしてほしい。とても責任がある重い仕事だと思います。
成年後見制度は知っていましたが、「市民後見人」をこのアンケートで初めて知りました。
成年後見制度について、多少は聞いたことがあるが、良いイメージがない。メリット・デメリットをきちんと説明してほしい。
利用方法がわからないので、まず相談窓口がどこなのかを知りたい。 また、後見人の不正がニュースになることがあるので、そのようなことにならないような仕組みを説明してもらえると安心して利用できると思う。

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 中間報告書

～横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の提案～

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会

令和元年8月

検討委員会中間報告にあたって

平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布・施行され、全国の市区町村がそれぞれの自治体にあった施策について検討を開始し、一部の自治体では先行して取組が始まっています。

横浜市においても、平成 29 年に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画やこれまでの権利擁護関係施策を踏まえ、本人及び家族を支える地域連携ネットワークの構築や、来年度に設置を予定している成年後見制度の推進を担う中核機関について、横浜市にふさわしい仕組みを模索しています。

この度、平成 31 年 4 月から 7 月までの検討委員会全体会及び部会（計 6 回）での議論を中間報告書としてまとめました。貴重なご意見やご提案をいただいた委員のご協力に感謝申しあげるとともに、関係者の皆様にご一読いただき、後半の検討委員会につなげていければと考えています。

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会
委員長 黒田 美亜紀
(明治学院大学 法学部 教授)

【目次】

I	検討委員会設置の背景と検討趣旨	1
II	横浜市の状況とこれまでの権利擁護の取組	2
1	横浜市の状況	
2	横浜市のこれまでの権利擁護の取組	
3	横浜市における権利擁護の相談支援体制	
III	横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク	6
1	「協議会」と「中核機関」について	
(1)	市協議会	
(2)	区協議会	
(3)	中核機関	
2	「チーム」による支援	
(1)	後見人選任前のチーム支援	
(2)	後見人選任後のチーム支援	
IV	横浜市にふさわしい中核機関の果たす具体的な取組	14
1	広報機能	
2	相談機能	
3	成年後見制度利用促進機能	
4	後見人支援機能	
V	今後の展開と検討課題	19
1	今後の中核機関設置に向けたスケジュール	
2	残された課題	
	様式編	20
1	権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理シート (案)	
2	権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表 (案)	
	資料編	25
1	「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」設置要綱	
2	「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」委員名簿	
3	「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」開催経過	
4	成年後見関係統計データ集	
	(出典：厚生労働省、最高裁判所事務総局家庭局、横浜家庭裁判所、横浜市 各統計)	

－参考文献－

- ・ 第4期横浜市地域福祉保健計画「よこはま笑顔プラン」
(計画期間：平成31(令和元)～35(令和5)年度)
平成31年3月 横浜市健康福祉局福祉保健課・横浜市社会福祉協議会
- ・ 第3期横浜市障害者プラン改訂版
(計画期間：平成27～32(令和2)年度)
平成30年4月 横浜市健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局
- ・ 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き
平成30年3月 成年後見制度利用促進体制整備委員会
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)
- ・ 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き
平成31年3月 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)
- ・ 横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書
平成24年2月 横浜市における市民後見人に関する検討委員会
(事務局：横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター、
横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課)

備考

本文の用語の使い方については、以下のとおりとしています。

- 「後見人」は、法定後見の3類型（後見・保佐・補助）の総称とします。
- 「被後見人」も同様に、法定後見の3類型の総称とします。
- 「社会福祉協議会」は、「社協」と表記しています。
- 「家庭裁判所」は、「家裁」と表記しています。

I 検討委員会設置の背景と検討趣旨

本章では、検討委員会設置の背景となる国の施策動向と、それを受けて横浜市が示した施策について述べます。

(国の施策動向～成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定)

- 平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国基本計画」という。）（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（概ね 5 年間）を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。
- 国基本計画では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」を施策の目標と定めています。また、基本的な考え方として、「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）」、「自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）」、「財産管理のみならず、身上保護も重視」を掲げています。横浜市も、国基本計画の趣旨に沿って、成年後見制度の利用促進に取り組むことが求められています。

(横浜市成年後見制度利用促進基本計画の策定)

- 平成 29 年の「社会福祉法」改正を受け、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは計画に盛り込むべき事項として「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」が挙げられています。これを踏まえ、第 4 期横浜市地域福祉保健計画（平成 31～令和 5 年度）（以下「市地福計画」という。）では、「横浜市成年後見制度利用促進基本計画」を一部として位置付け、一体的に策定しています。
- 市地福計画における推進の柱 2 「身近な地域で支援が届く仕組みづくり」では、重点項目として、柱 2－3 「身近な地域における権利擁護の推進」に取り組むとし、「横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関の設置等、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されている」ことを目指す姿としています。
- 平成 30 年度に実施した市地福計画策定・推進委員会分科会 3 において、中核機関や地域・区域の地域連携ネットワーク構築の方向性が確認されました。令和 2 年度の構築に向けて、具体的な機能や求められる役割について、成年後見制度の推進に関わる団体・関係機関による意見交換の場として、平成 31（令和元）年度に「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」が横浜市社協（横浜生活あんしんセンター）を事務局に設置されました。

Ⅱ 横浜市の状況とこれまでの権利擁護の取組

本章では、検討の前提となる横浜市の状況と成年後見ニーズ、これまでの権利擁護の取組と権利擁護の相談体制について述べます。

1 横浜市の状況

(人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加)

- 横浜市の総人口は平成 31 年の約 373 万人をピークに減少に転じ、人口減少社会が到来します。生産年齢人口はすでに減少が始まっており、将来に渡り続くことが予想されます。一方で、65 歳以上の高齢者人口は今後 10 年で急増し、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の総世帯数に占める割合は平成 27 年にはともに 10%を超えています。また、障害者の単身世帯や障害者と高齢の親の世帯も増えていく等、これまで支えていた家族の高齢化により、障害者本人が従来通りの生活を続けることが難しくなることも予想されます。

(地域のつながりの希薄化)

- 市民意識調査によると、地域との関係性について、「困ったら相談したり助け合ったりする」割合は減少傾向にあり、お互いに干渉し合わない関係性が増えています。地域社会では、単身世帯の増加や家族形態の変容、自治会町内会をはじめとする地域組織の加入率の低下等により担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。

(複合的な課題の増加)

- 社会的孤立やそれを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした問題は高齢者に限らず、中高年のひきこもりと高齢の親という 8050 問題や育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、いわゆるごみ屋敷の増加等、複合的な課題が増えてきています。

(成年後見ニーズの増大)

- 認知症高齢者は、令和 7 (2025)年に 20 万人に増大すると推計されています。また、療育手帳(愛の手帳)や精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者数は、平成 29 年に 6 万人を超え、年々増加しています。このような状況から、成年後見ニーズの飛躍的な増大が予想されます。

(成年後見ニーズへの対応の不十分な現状)

- 横浜家庭裁判所管内の横浜市における成年後見制度利用者数は、平成 29 年末日時点で 5,868 人となっています。現在の認知症高齢者、知的・精神障害者の合計約 20 万人と比較すると非常に少なく、成年後見ニーズに対応できていない状況が推測されます。

※専門家によると、ドイツでは総人口の約 1.6%(2017 年統計)が利用し、先進国の例から最少でも総人口の 1%が潜在的利用者とされています。したがって、横浜市総人口約 373 万人の場合では、約 3.7 万人が推計の潜在的利用者となり、実際には 6 倍以上のニーズがあると推測されます。

2 横浜市のこれまでの権利擁護の取組

（「横浜生活あんしんセンター」の創設と区域への展開）

- 平成9年度の「横浜市における高齢者・障害者の権利擁護に関する検討委員会」の報告に基づき、平成10年10月横浜市社協に後見的支援機関「横浜生活あんしんセンター」が設置されました。国の地域福祉権利擁護事業に先駆けて権利擁護事業に取り組み、平成12年4月からは法人後見事業も開始しました。横浜生活あんしんセンターの法人後見の取組は、社協の法人後見の全国的なモデルとなりました。
- 平成15年の制度改正により政令指定都市社協が地域福祉権利擁護事業の実施主体となったことを受けて、同年10月から横浜市内全18区社協にあんしんセンターが設置され、区域での権利擁護事業体制ができました。区社協あんしんセンターでは、全契約者について定期的に支援計画の見直しを行い、判断能力の低下が見られた場合は成年後見制度につなげています。

（成年後見制度区長申立と成年後見制度利用支援事業の推進）

- 平成12年、成年後見制度開始と同時に、市町村長に法定後見開始審判等の申立権が付与されました。同年横浜市では規則改正により市長の申立権限を区長に委任しました。援護を要する市民への相談や各種福祉サービスの提供を行う区が成年後見申立てを行うことで、支援の一体的な展開につなげられることになりました。平成30年度の申立件数は市全体で265件となっており、10年前の平成20年度66件と比べ大幅に増加しています。
- 平成14年からは、成年後見制度利用支援事業を開始し、成年後見等申立てに要する経費と後見人への報酬の助成を行っています。当初は対象を区長申立てに限定していましたが、平成21年度から報酬については区長申立て以外にも拡大しています。後見人への報酬助成の利用は高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、平成30年度は605件と、財産等の少ない被後見人の制度利用を支えています。

（成年後見サポートネットの創設と全区での展開）

- 平成18年度から市内全18区において、福祉保健の相談機関と法律・福祉の専門家からなる「成年後見サポートネット」を定期的に開催しています。具体的な事例の検討や区域における権利擁護課題の検討を行い、成年後見制度が必要な区民が適切に利用できるよう連携を図っています。
- 区ごとに実施形態や取組方法は異なりますが、区域の多様な機関や職種による顔の見える関係は、それぞれの専門分野をいかしたネットワークとして機能しており、地域における権利擁護推進体制の土台ができていると言えます。

（「市民後見よこはまモデル」の開始）

- 平成23年度の「横浜市における市民後見人に関する検討委員会」の報告に基づき、平成24年度から横浜生活あんしんセンターで市民後見人養成・活動支援事業を開始しました。平成30年度には第4期の養成課程を実施し、延118名の修了者を養成しており、市民参

画の権利擁護を進めています。

- 市民後見人の活動支援の一つとして、現在ブロック（3区）ごとに開催している「成年後見サポートネット分科会」は、関係機関や専門職団体とのネットワークにより市民後見人への後見監督的機能を果たしています。

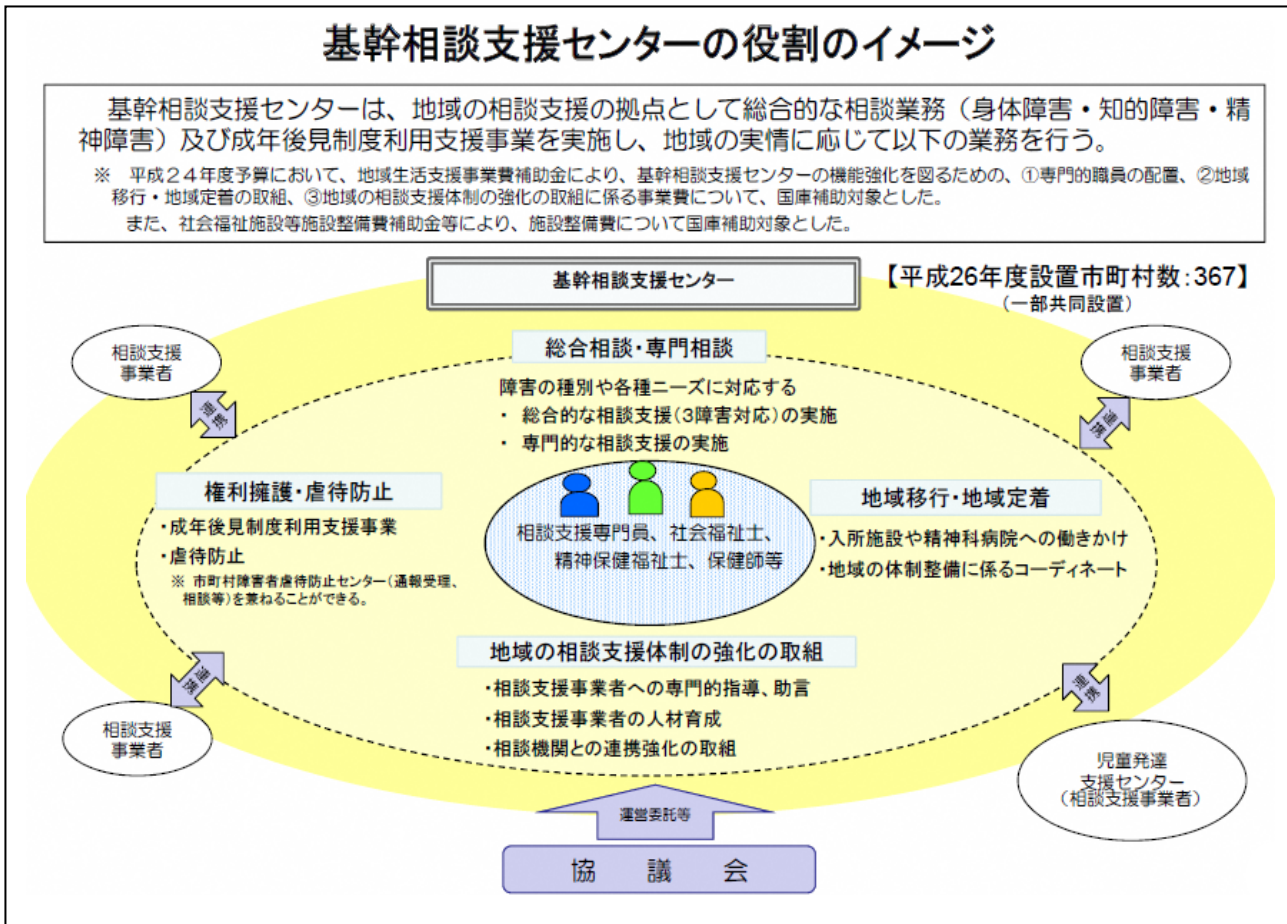
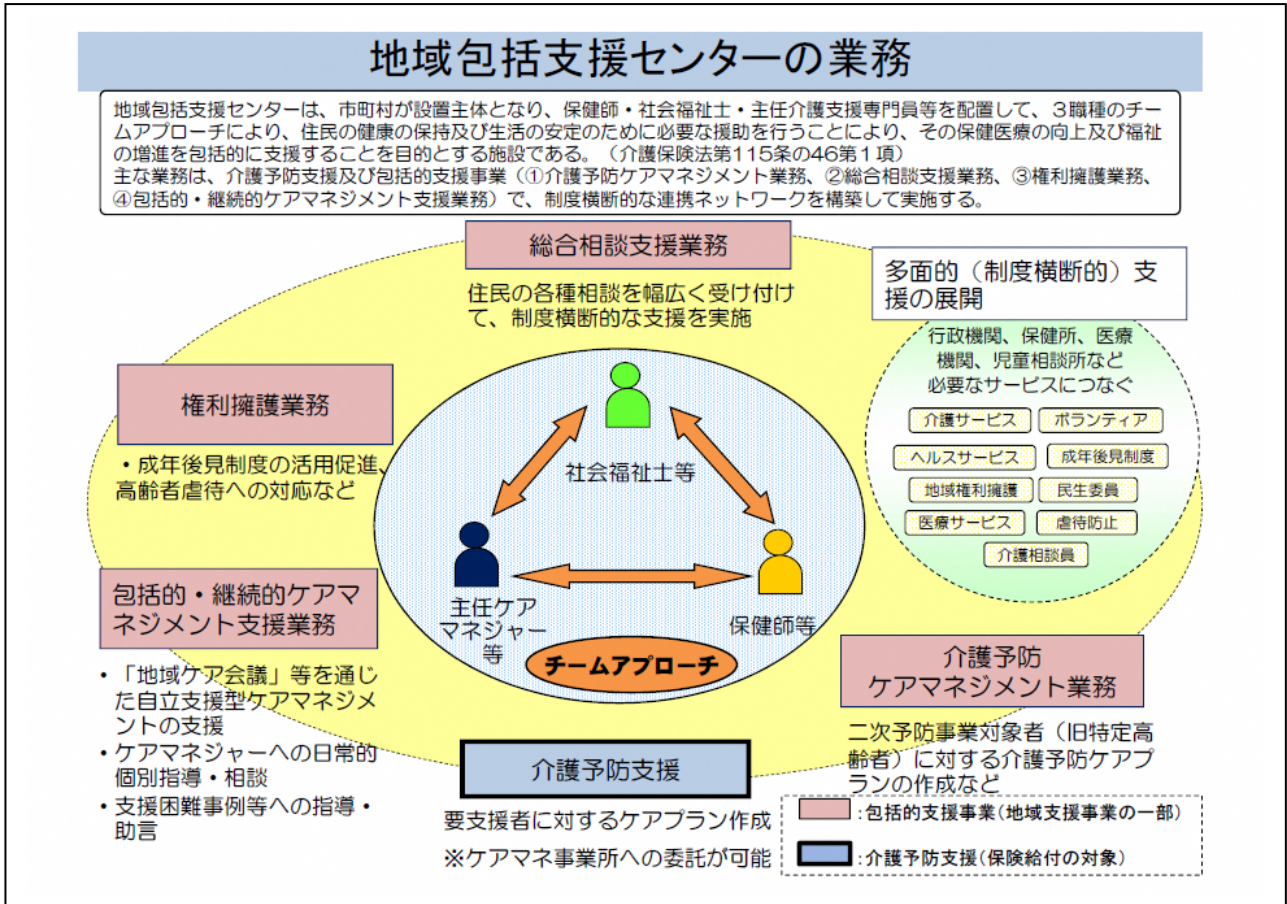
3 横浜市における権利擁護の相談支援体制

（改正介護保険法による「地域包括支援センター」の権利擁護機能）

- 平成18年度に介護保険法改正により設置された「地域包括支援センター」は、機能の一部として権利擁護業務が位置付けられました。横浜市では「地域ケアプラザ業務連携指針（平成30年4月最新改定）」において「高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活をおくることができるよう、認知症高齢者の支援、成年後見制度の活用促進（本人及び親族による申立ての支援、広報等）、消費者被害防止並びに高齢者虐待の未然防止のための普及啓発及び早期発見・対応を行います。」とされています。

（障害者総合支援法による「基幹相談支援センター」の権利擁護機能）

- 平成28年に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、各区に「基幹相談支援センター」が整備され、障害児者相談支援体制の強化が図られました。基幹相談支援センターの業務の一部として、「権利擁護・虐待の防止」を位置付け、日常の相談支援で把握した対象者への成年後見制度の情報提供及び活用の支援を行うとともに、区内における成年後見制度推進に向けた取組の検討及び実施等を行います。
- 横浜市では、「区福祉保健センター（区役所 高齢・障害支援課）」、「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「横浜生活あんしんセンター（市社協）」、「区社協あんしんセンター」を権利擁護に関する相談支援機関（以下「相談機関」という。）と位置付けています。これらの機関では、市民からの成年後見制度に関する相談を受け、制度の説明や資料の提供、必要な情報提供等を行っています。



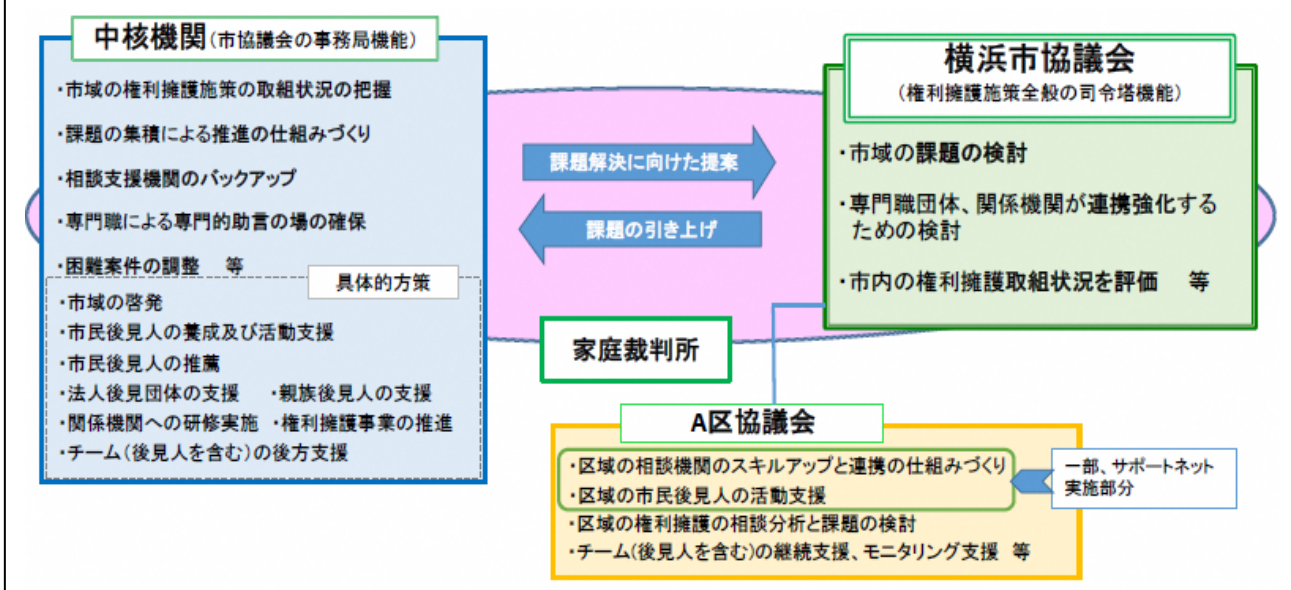
Ⅲ 横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク

本章では、検討委員会の結論として「横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を提案し、市協議会及び区協議会、並びに中核機関の機能と役割に関する基本的事項を述べます。

1 「協議会」と「中核機関」について

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています。

【参考】第4期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3 (H30.11.5) 資料
横浜市における協議会と中核機関の関係図（イメージ）



検討委員会では、市地福計画策定・推進委員会分科会3でまとめた上記の図を基に、それぞれの機能と役割について、考え方を整理しました。

(1) 市協議会

ア 機能・役割

横浜市における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理等を行う「司令塔機能」を持つ組織として位置付けます。市内の権利擁護の取組状況を評価し、市域の権利擁護に関する課題を協議します。

イ 構成員

身近な相談機関である地域包括支援センター、基幹相談支援センター、後見人の担い手である弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、申立てにあたり診断書の作成や鑑定を行う医師会、障害分野の専門機関として後見的支援室、精神保健福祉士会等の各関係機関の代表者により協議します。なお、横浜家庭裁判所にはオブザーバーとして参加協力を得ます。

ウ 開催頻度

半期に1回（年2回）程度を想定しています

エ 部会設置

市協議会では様々な関係者の参加のもと、全体構想（基本構想）について協議しますが、実現に向けた具体策の検討を行うため、協議会とは別に、テーマに応じた部会の設置を可能とします。

（2）区協議会

横浜市は人口370万人を超える大都市のため、より身近な地域における連携の仕組みとして、市内全18区に区域の協議会となる「区協議会」を設置します。平成18年度から各区で開催されている現行の「成年後見サポートネット全体会（以下「サポートネット」という。）」を区協議会として位置付けます。ただし、引き続きサポートネットの名称で開催します。

なお、市民後見人への後見監督的機能の一部である現行のサポートネット分科会については「市民後見人分科会」とし、別途位置付けます。

ア 機能・役割

区域の地域連携ネットワーク機能として位置付けます。

現行のサポートネット職務（9頁要綱参照）の他、期待される役割は次の通りです。

○区域の相談機関のスキルアップと連携の仕組みづくり

- ・サポートネットを今後も継続的に実施することで、区域の相談機関、専門職間の連携を促進します。また様々な事例を共有することで、現場の相談員の気づきや制度の必要性の判断、問題解決の手法に関するスキルの習得につなげます。

○区域の権利擁護の相談分析と課題の検討

- ・区内の相談機関に寄せられた権利擁護・成年後見制度の相談について、区域の相談件数や相談内容の把握により、地域ごとの特徴を分析し、制度の利用促進に向けた方策（広報・啓発方法等）について検討します。
- ・年度末にサポートネットの事務局が中心となって作成する成年後見アセスメントシート（10頁参照）をサポートネット（区協議会）で共有し、区域を超えた課題については市協議会で検討し具体策につなげます。

○チーム（後見人を含む）の継続支援、モニタリング支援

- ・本人の意思や状況を把握し対応する役割を担っている各支援者が、モニタリングを通じて、見直しが必要と判断したケース（権利侵害、親族不在、支援困難等）について、区協議会で検討します。

※区協議会に挙げる案件や、対象者の範囲については、市地福計画分科会3等で議論を予定しています。

イ 構成員

現行のサポートネット構成員（9頁要綱参照）の他、横浜市障害者後見的支援制度により障害者を地域で見守る体制づくりを行う「後見的支援室」の参加も進めていきます。また、検討事例に応じて、ケアマネジャーや相談支援専門員、自立生活アシスタント、精神障害者生活支援センター等の関係者を招集します。

ウ 開催頻度

各区で年3回程度を想定しています。

エ 事務局

区役所 高齢・障害支援課 ・ 区社協あんしんセンター

区協議会における役割の内、従来のサポートネット職務については、これまで通り区役所高齢・障害支援課及び区社協あんしんセンターが協力して実施します。

また、新たに期待される役割に係る職務（相談機関のスキルアップと連携の仕組みづくり、区域の相談分析と課題の検討）については、地域包括支援センターや基幹相談支援センターといった区域の相談機関を取りまとめる区役所高齢・障害支援課が中心となって取り組みます。

（3）中核機関

ア 機能・役割

市協議会を適切に運営するための事務局機能として位置付けます。

地域連携ネットワークが、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能（国基本計画における①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）を発揮できるように主導する役割を担います。

イ 設置時期

令和2年度予定

ウ 具体的な取組

次章（IV章）参照

【参考】「横浜市成年後見サポートネット実施要綱」抜粋

制 定 平成27年4月1日 健福第1056号（局長決裁）
最近改正 平成29年4月1日 健福第1385号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 横浜市における権利擁護の推進を目指し、地域の権利擁護に関する課題を検討し、地域の権利擁護関係機関・団体等のネットワークを強化することを目的として成年後見サポートネット（以下「サポートネット」という。）を各区で設置する。

2 この要綱は、サポートネットの円滑な運営のため必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 サポートネットは、次に掲げる組織等により構成する。

- (1) 福祉保健センター
 - (2) 区社協あんしんセンター
 - (3) 地域包括支援センター
 - (4) 神奈川県弁護士会
 - (5) リーガルサポート神奈川県支部（司法書士会）
 - (6) ぱあとなあ神奈川（社会福祉士会）
 - (7) コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（行政書士会）
 - (8) 横浜市市民後見人バンク登録者
 - (9) 基幹相談支援センター
 - (10) その他、福祉保健センター長において必要と認められるもの
- （職務及び会議の設置）

第3条 サポートネットは、第1条第1項に掲げる目的を遂行するため、次の職務を行う。

- (1) 成年後見に関する困難事例の検討
- (2) 区域における権利擁護に関する課題の検討
- (3) 区域における権利擁護の普及・啓発に関する検討・実施
- (4) 横浜市市民後見人バンク登録者の支援
- (5) その他必要な事項

2 前項第1号から第3号及び第5号の職務を行うため、全体会を設置する。

3 第1項第4号及び第5号の職務を行うため、分科会を設置する。

（会議の実施回数）

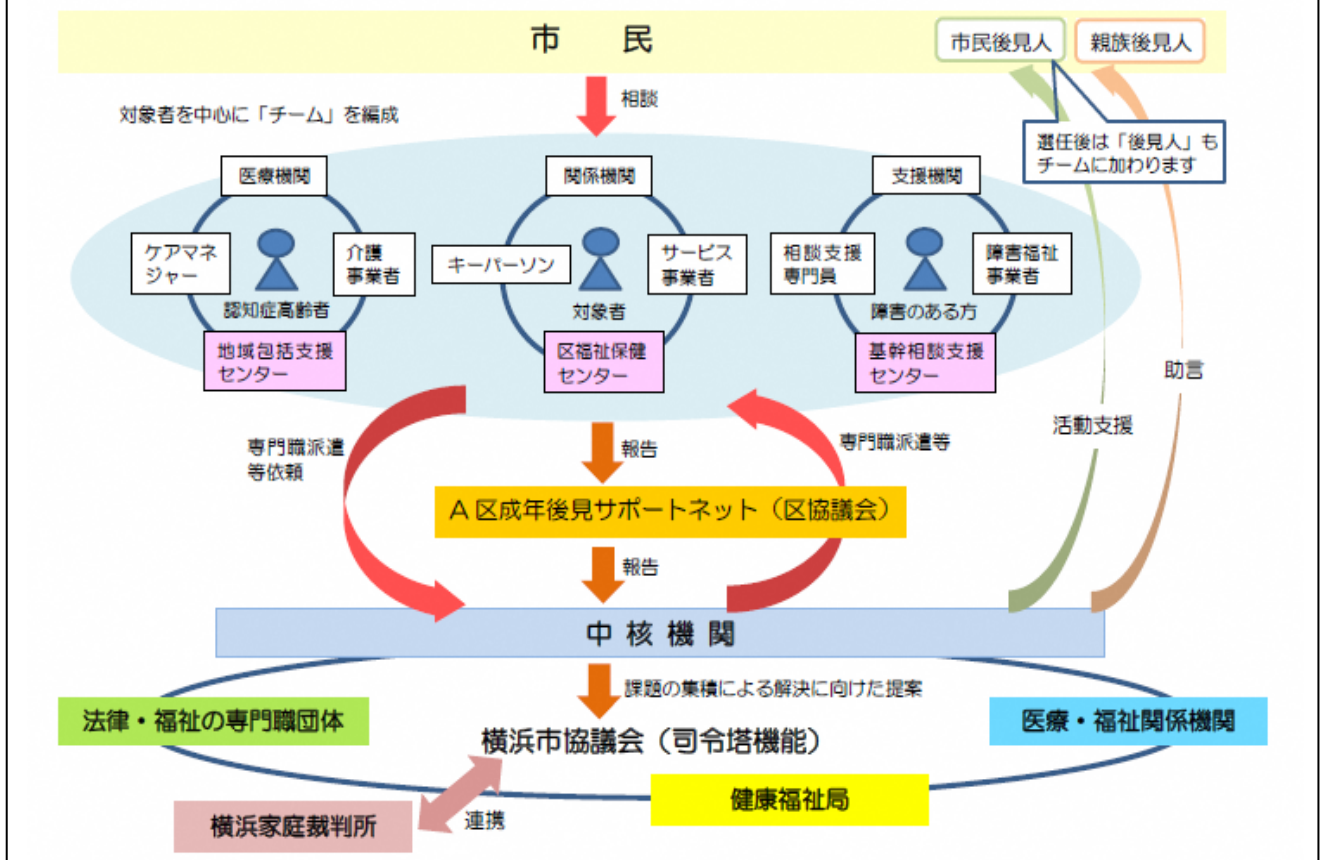
第4条 前条第2項及び第3項に規定する会議は、福祉保健センターと区社協あんしんセンターが協議の上、予算の範囲内で必要な回数を実施するものとする。

（事務局）

第5条 サポートネットの事務局は、福祉保健センター高齢・障害支援課及び区社協あんしんセンターに設置する。

横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク図（案）

～成年後見制度利用促進の視点から～



2 「チーム」による支援

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が必要に応じてチームを編成し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握しながら、適切な対応を行う仕組みです。

成年後見制度が必要と思われる方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられない人、虐待を受けている人等）が発見され、制度の利用促進に向け、継続した関わりが必要となる案件について、中心となってチームを編成する主な機関は、「地域包括支援センター」または「基幹相談支援センター」及び「区役所 高齢・障害支援課」と考えます。

- 高齢者（原則 65 歳以上）：地域包括支援センター、区役所 高齢・障害支援課
- 身体・知的・精神障害者：基幹相談支援センター、区役所 高齢・障害支援課

(1) 後見人選任前のチーム支援

地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結びつけ、本人と社会との関係性を構築する役割を果たします。

①地域の関係者（家族、民生委員、医療機関、金融機関等）や支援機関（ケアマネジャー、相談支援専門員、サービス事業所、自立生活アシスタント等）による気づきや発見がきっかけとなることが想定されます。



②相談を受けた「地域包括支援センター」や「基幹相談支援センター」、「区役所 高齢・障害支援課」が中心となって、必要に応じて「チーム」を編成します。

その際、既に福祉サービス等の利用に伴い、ケアマネジャーや相談支援専門員等を中心に本人を支援するチームが編成されている場合は、既存のチームを活用します。



③チームの中心となる相談機関等からの要請に基づき、中核機関は地域で開催されるチーム会議に法律・福祉の専門職を派遣し、成年後見制度の利用の必要性や、制度の利用による今後の生活の見通し等を助言します。



④制度の利用の必要性があると判断された対象者について、相談機関は申立てに向けて、必要な支援を行います。

なお、サポートネット（区協議会）事務局は、相談機関に寄せられた個別の相談対応状況を把握し、必要に応じた支援を行います。

（２）後見人選任後のチーム支援

チームは、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

相談機関が申立支援をした案件については、後見人選任後、概ね1か月以内（家庭裁判所への就任時報告の期限内）にチーム会議を開催し、後見人に対応してもらいたい課題や支援方針を共有します。

①後見人選任前と同様に、本人の身近な地域の関係者や支援機関からの気づきや相談、親族後見人や市民後見人の日常的な相談に応じる中核機関からの連絡がきっかけとなり、チーム支援につなげることが想定されます。



②相談を受けた「地域包括支援センター」や「基幹相談支援センター」、「区役所 高齢・障害支援課」は、後見人を含む関係者によるチーム会議開催の支援を行います。

その際、既にケアマネジャーや相談支援専門員等がチーム会議を開催していれば、後見人もチームに加わるよう支援します。また、後見人自らが招集しチーム会議を開催することも考えられます。



③相談機関や後見人等からの要請に基づき、中核機関は、地域で開催されるチーム会議に法律・福祉の専門職を派遣します。



IV 横浜市にふさわしい中核機関の果たす具体的な取組

本章では、国基本計画の考え方に沿って、市基本計画の策定委員会や検討委員会で出された課題に対し、横浜市における目指すべき姿と中核機関に期待される具体的な取組を述べます。

国基本計画では、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を、各地域において段階的・計画的に整備されることが求められるとされています。

検討委員会では、これらの機能ごとに、横浜市における課題と目指すべき姿を整理し、主に中核機関が担うべき具体的な取組を次のようにまとめました。

1 広報機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・お金や時間がかかるイメージがあり、制度を利用せずに済む方法について聞かれることがある ・制度を何度勉強してもわかりにくい ・障害のある方には、文字だけでは伝わりにくい ・病院やケアマネジャー等から問題が大きくなってから相談が入る 	<p>①市民向け啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの講演会 ・家族会等への出前講座 ・福祉施設や医療機関、金融機関への周知・パンフレット設置 <p>②パンフレット等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にメリットが伝わるようなパンフレットの作成 ・タイプ別、事例ごとに紹介できるツールの作成 <p>③地域の支援者等への啓発活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>後半の検討委員会でも議論を予定</p> </div>
<p>目指すべき姿</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・制度に対し市民の認知度が向上している ・民生委員等の地域の支援者や金融機関等が制度を理解し、必要な方を発見し、相談機関につなぐことができている 	

2 相談機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップになっていない ・困りごとに関する相談から権利擁護のニーズを捉え、制度につなげるスキルが不足している ・同じ相談機関でも対応にレベル差がある 	<p>①初回相談(インテーク)の対応向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見制度に関する相談進行管理シート(仮称)の作成→市内の権利擁護に関する相談機関で活用 ・「権利擁護相談機関職員向け手引き(仮称)」の作成→相談への対応方法の明確化

目指すべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の権利擁護に関する相談機関が、市民からの相談に対し、適切な対応ができる体制が構築されている ・地域の関係者や支援機関による気づきや相談を、相談機関が早期からニーズの見極めをし、支援の検討ができる環境が整っている 	<p>②人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関職員のスキル向上のための各種研修の実施（事例検討の初任者研修等） <p>③「チーム」への後方支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関から中核機関に相談が入りやすい関係の構築 ・制度の必要性の判断や支援方針を決定するためのアドバイスを行う法律・福祉の専門職をチームに派遣する仕組みの構築

3 成年後見制度利用促進機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・親族に申立支援を行う必要があるが支援者のスキルに差がある ・申立てに必要な診断書を作成してくれる かかりつけ医がない ・適切な後見人を探せない ・区長申立ての必要性の判断が難しい ・区長申立ては、様々な手続きと調整が必要なため申立てまでに時間がかかる ・専門職後見人の中には身上監護の面で支援が不足することがある 	<p>①申立書作成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の権利擁護に関する相談機関に申立書と書き方見本を整備 ・申立書作成支援（予約制）を開催 <p>②診断書取得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人情報シートの活用に関する研修 ・診断書作成が可能な医療機関の周知（リスト化） ・「認知症初期集中支援チーム」や「在宅医療連携拠点」との連携による対応の検討
目指すべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の権利擁護に関する相談機関が、申立てが必要な方に対し適切な案内ができ、後見人が選任されるまで確実につなげる仕組みが構築されている ・適切な後見人候補者を紹介できる仕組みが構築されている ・後見人の担い手が増え、受任体制が充実している 	<p>③後見人候補者選定の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門職後見人の特徴等を示した配付用パンフレットの作成 ・本人に適切な候補者を紹介する仕組みとして、法律・福祉の専門職団体による受任調整会議（仮称）の開催 <p>④区長申立てへのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長申立てにつなぐために必要な各相談機関による情報共有の仕組みの構築 <p>⑤後見人候補者となる担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成 ・法人後見団体による受任の支援

4 後見人支援機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人が悩んだ時に相談できる ところが無い ・家庭裁判所に医療や介護、福祉制度 の活用範囲について相談があるが、適 切な回答が難しい 	<p>①親族後見人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人からの相談を受ける窓口設置 ・親族後見人向け実務講習会（家裁へ提出す る報告書類の書き方等）の開催 ・親族後見人向けに法律・福祉の専門職によ る個別相談会の開催
<p>目指すべき姿</p>	<p>②市民後見人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の活動支援 （受任者への個別相談対応、定期面談、各種 研修等） ・市民後見人への後見監督的機能の一つとし て市民後見人分科会を開催 <p>③法人後見団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よこはま法人後見連絡会の開催 <p>④「チーム」への後方支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人を含むチームに対し、支援方針を決 定するためのアドバイスを行う法律・福祉の 専門職を派遣する仕組みの構築
<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人の相談窓口が明確になっ ている ・本人や後見人が孤立することなく、 チーム支援ができている 	

【参考】「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き(平成30年3月)」抜粋
 「支援の段階と国基本計画における4つの支援機能・7つの場面の関係性」

	支援の段階	国基本計画における 具体的機能等 (国基本計画 P12-15)	国基本計画における 7つの場面 (国基本計画 P3)
(1)	広報・啓発	広報機能	・【場面1】 制度の広報・周知
(2)	相談受付・アセスメント・ 支援方針の検討段階 (支援方針検討段階)	相談機能	・【場面2】 相談・発見 ・【場面3】 情報集約
(3)	成年後見制度の 利用促進段階 (候補者推薦段階)	成年後見制度 利用促進機能	・【場面4】 地域体制整備 ・【場面5】 後見等申立
(4)	後見人等への支援段階 (モニタリング・ バックアップ段階)	後見人支援機能	・【場面6】 後見等開始後の継続 的な支援
(5)	-	不正防止効果	・【場面7】 後見人等の不正防止

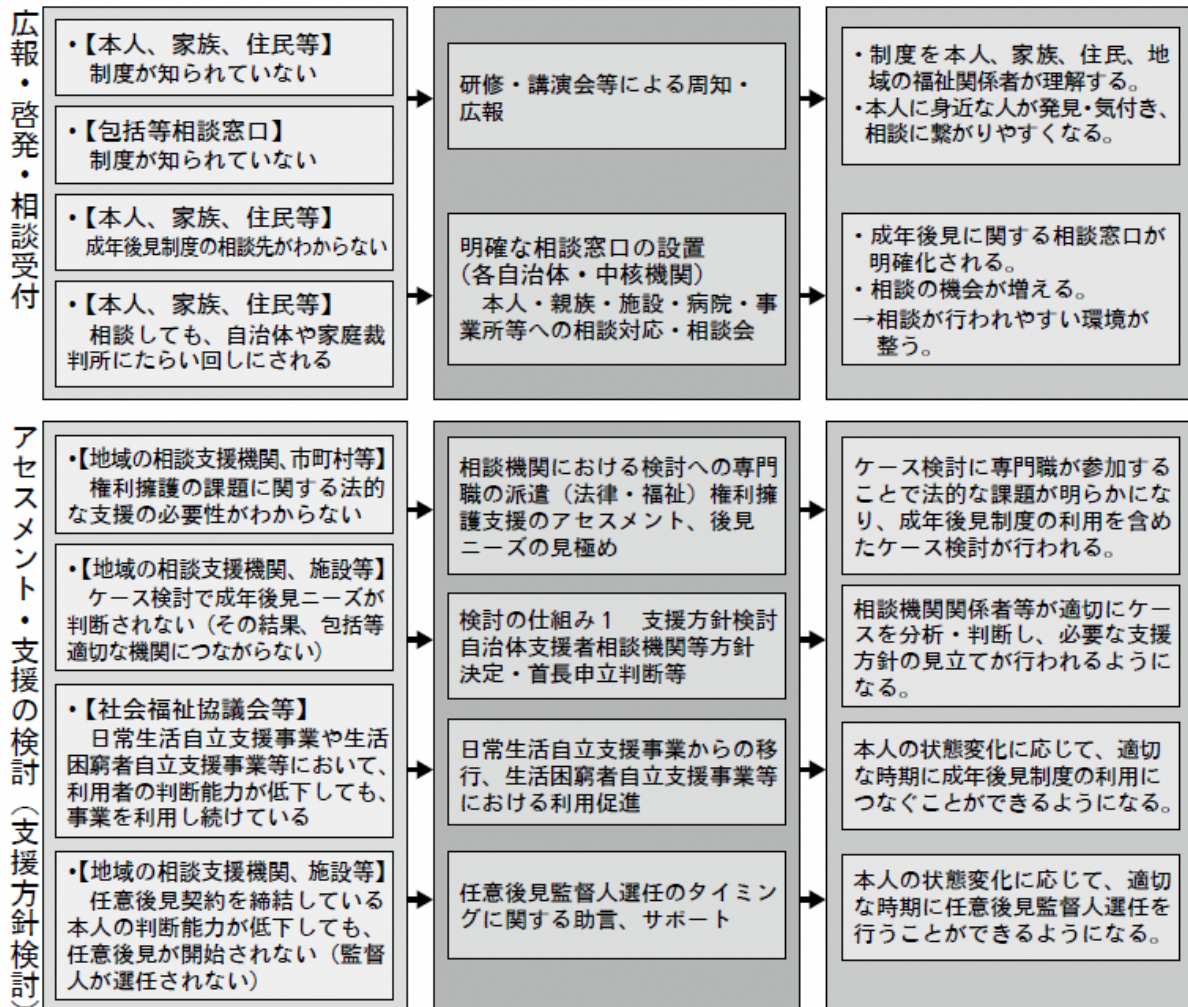
■現状の課題(例示)

(フロー図における「目詰まり」)

■中核機関の役割・機能

■期待される効果

(フロー図における「目詰まり」
がどう解消されるのか)

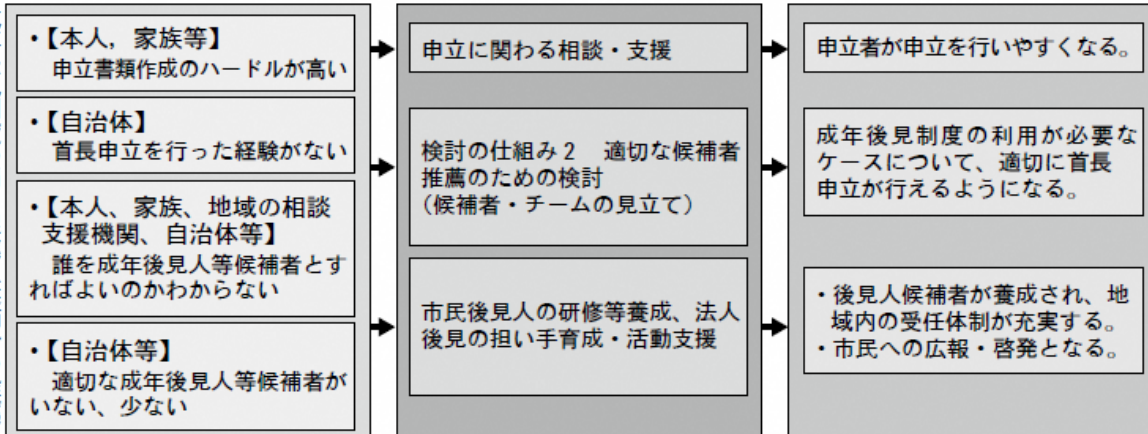


■現状の課題（例示）
（フロー図における「目詰まり」）

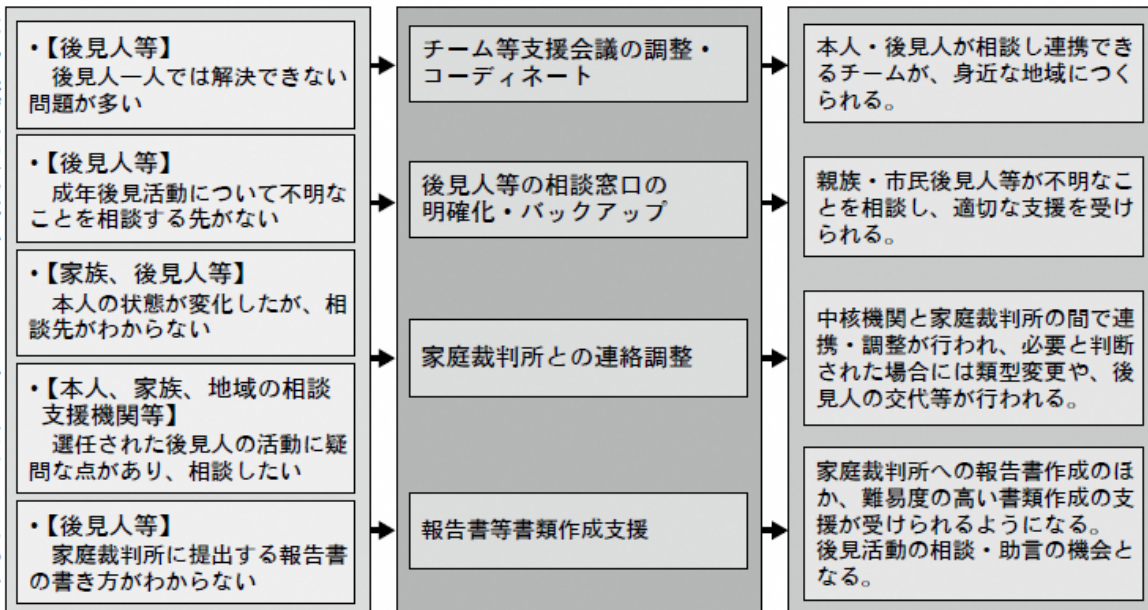
■中核機関の役割・機能

■期待される効果
（フロー図における「目詰まり」
がどう解消されるのか）

成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）



後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）



V 今後の展開と検討課題

本章では、中核機関設置に向けたスケジュールと、残された課題について整理します。

1 今後の中核機関設置に向けたスケジュール予定

(1) 検討委員会等

- 9月12日 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3
テーマ：「横浜市成年後見制度利用促進基本計画の推進に向けた取組」
- 9月19日 第3回相談支援部会
テーマ：利用支援部会で議論した「後見人候補者のマッチング」
「広報・啓発」
- 10月23日 第3回利用支援部会
テーマ：「利用支援の仕組みづくり」
- 11月 第4回相談支援部会
- 12月 第4回利用支援部会
第3回全体会
テーマ：「最終報告書（案）について」
- 令和2年
- 1月 最終報告書（確定）
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3
テーマ：「横浜市成年後見制度利用促進基本計画の推進に向けた取組」

(2) 関係機関調整

- 8月～10月 各関係機関への説明・ヒアリング → 最終報告書（案）への反映

(3) 市民向け成年後見制度啓発事業

- 11月～12月 市内3か所（桜木町・星川・市が尾）にて開催予定

(4) 成年後見制度利用促進研修

- 2月 相談機関（区役所 高齢・障害支援課、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区社協あんしんセンター）職員向け研修の開催

2 残された課題

- (1) 成年後見制度が必要と思われる方を早期に発見するための広報・啓発方法
- (2) 区協議会の機能・役割としての「チーム（後見人含む）の継続支援、モニタリング支援」の対象範囲・実施方法
- (3) 成年後見制度利用促進に関わる各機関・団体の役割の明確化

【 様 式 編 】

様式 1 : 権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理シート (案)

様式 2 : 権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表 (案)

○趣旨

成年後見制度の利用促進に向けて、Ⅲ章で述べた「区協議会」及び「市協議会」では、区内または市内の取組状況を把握し、課題の検討や評価を行うこととしています。

そのため、各相談機関において対応された相談について、件数の把握をするとともに、受理された相談事案がどこから、どんな困り事として挙がり、どのように支援されたのかについて、実態を把握し分析するための仕組みとして、様式1・2（案）を作成しました。

具体的な活用の仕方については、各相談機関における相談対応の実状も踏まえながら、引き続き検討を予定しています。

様式1：権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理シート（案）

Ⅲ章の2で述べた「チーム」による支援を実現するため、各相談機関で受理した相談に対し、その後必要となる支援を段階ごとに明示したシートとなります。

このシートの活用により、制度が必要と思われる方を確実に必要な支援に結びつけることを促すとともに、市内のどの相談機関でも同じ支援が受けられるよう、相談機関の対応レベルの標準化も目指しています。

各相談機関で使用している相談票に基づく相談対応を基本とし、継続的な関わりの中で権利擁護・成年後見制度による支援が必要となる場合に、進行管理シートとして相談票と併用します。

ステップ1が初回相談（インテーク）、ステップ2が成年後見制度の必要性の判断、ステップ3が制度説明と申立支援、ステップ4が後見人選任後の支援となります。ただし、全ての相談者に対しステップ4まで対応するというのではなく、相談者や家族等の状況により、ステップごとに支援する範囲を確認しながら進めていくことを想定しています。

様式2：権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表（案）

各相談機関で受理した成年後見制度に関する相談件数と、その後継続した関わりが必要となった案件に対し、進行管理シートに沿ってどのように支援されたのかを把握するための一覧表となります。

各相談機関から提出された一覧表を集計することで、制度につながらない原因等を分析し、「区協議会」や「市協議会」での検討と具体策につなげます。

受理した相談1件あたり一行で入力し、同じシートを一年間積み上げます。継続支援となっている案件については、前月までに入力した項目から進展があれば、入力を更新します。

情報提供ツール（パンフレット等）の配付数や、チーム会議、専門職派遣等については、項目ごとに集計する機能を加えています。

対象者氏名：_____

STEP 1

1	インテーク（各機関の総合相談票に基づく聞きとり）	記入日： 年 月 日
→権利擁護、成年後見制度に関する相談は、相談対応状況一覧（Excel）に入力 継続支援となるものは、相談票と併せて本シートで進行管理 →2へ		
2	緊急性・重大な課題の有無	記入日： 年 月 日
<input type="checkbox"/> 虐待・搾取・権利侵害→区役所の担当ケースワーカーと対応を協議、 「高齢者虐待防止対応マニュアル」「障害者虐待防止・対応マニュアル」に沿って進める <input type="checkbox"/> 法的措置（債務整理、相続未対応、訴訟 等）の必要性 →3・4・5へ <input type="checkbox"/> サービスが利用できない状況 →3・4・5へ <input type="checkbox"/> 親族、友人・知人との問題となる依存関係 →3・4・5へ <input type="checkbox"/> 緊急性無し →3・4・5へ		

STEP 2

3	課題の整理と対応方法の検討	記入日： 年 月 日	
	課題と思われる項目	可能性のある対応手段	後見利用 必要性
判 断 能 力	<input type="checkbox"/> 判断能力の低下の進行 ※判断能力の低下の進行は、環境の変 化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現す ることもあり	<input type="checkbox"/> 日常生活のケアの見直し <input type="checkbox"/> 服薬への支援・再整理 <input type="checkbox"/> 適切な医療への支援 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 将来への備え（現在は契約能力有り） <input type="checkbox"/> 身寄りがない、頼りたくない <input type="checkbox"/> 親亡き後、自分亡き後の家族支援の 不安	<input type="checkbox"/> 任意後見制度の利用 <input type="checkbox"/> 死後事務委任 <input type="checkbox"/> 遺言作成 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>
具 体 的 な 課 題	<input type="checkbox"/> 法的保護の必要性、法的課題 <input type="checkbox"/> 消費者被害（未遂含む） <input type="checkbox"/> 虐待や搾取、権利侵害への予防 <input type="checkbox"/> 債務整理が必要 <input type="checkbox"/> 相続未対応 <input type="checkbox"/> 訴訟が必要 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談 <input type="checkbox"/> 法テラス神奈川への相談 <input type="checkbox"/> 横浜生活あんしんセンター専門相談の 利用（毎週木曜・予約制） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 金銭管理、契約行為についての課題 <input type="checkbox"/> 預貯金が引き出せない <input type="checkbox"/> 使いすぎてしまう（負債・滞納有） <input type="checkbox"/> 支払いの必要性が理解できない <input type="checkbox"/> 居宅生活の継続困難 → <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 財産活用が必要	<input type="checkbox"/> 金融機関への個別相談 <input type="checkbox"/> 生活困窮者相談窓口の家計相談支援 <input type="checkbox"/> 区社協あんしんセンターの利用 <input type="checkbox"/> 自立生活アシスタントの利用 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 意思決定支援についての課題 <input type="checkbox"/> 本人の意思を確認していない <input type="checkbox"/> 本人の意思が不明確・把握困難 <input type="checkbox"/> 本人の望むことが実現困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの工夫 <input type="checkbox"/> 本人の意思決定を行うための最適な環境 づくり（人・場所・タイミング等） <input type="checkbox"/> 意思決定支援のための会議の開催 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>

STEP 2	4 協議・検討	記入日： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 追加調査の実施 <input type="checkbox"/> 本人の意思の確認 <input type="checkbox"/> チーム会議の開催（ 月 日） <input type="checkbox"/> 出席者（本人・家族・包括・基幹相談・区役所・ ） <input type="checkbox"/> 中核機関にチーム会議への専門職派遣要請（弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士）	
STEP 3	5 成年後見制度の利用の有無（3後見利用必要性のチェック状況）	記入日： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 必要無（全て□）→理由 <input type="checkbox"/> 相談支援機関内の他部門の支援につなぐ（ ） <input type="checkbox"/> 他の支援機関につなぐ（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） →9へ <input type="checkbox"/> 必要有（1つでも■あり）→6へ	
STEP 4	6 本人・親族への制度説明	記入日： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 制度説明→説明を受けた者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族（続柄： 氏名： ） <input type="checkbox"/> 本人申立可能→7・8へ <input type="checkbox"/> 本人申立困難→親族申立の検討 <input type="checkbox"/> 親族申立可能→申立予定者（続柄： 氏名： ） →7・8へ <input type="checkbox"/> 親族申立困難→ <u>本人申立・親族申立いずれも困難な場合は区長申立へ</u> <input type="checkbox"/> 区長申立へつなぐ（区役所担当者名： ） →9へ	
STEP 4	7 申立支援	記入日： 年 月 日
	(1) 申立書類作成支援 <input type="checkbox"/> 申立書類一式と記入例の配付 / 作成支援 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要→下記へ <input type="checkbox"/> 申立書類の作成（有料）を行う専門職団体を紹介（ ） <input type="checkbox"/> 中核機関の書き方支援（無料）を活用（ 月 日 を予約） <input type="checkbox"/> 本人情報シートの記入または取得支援 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要（記入者： ） <input type="checkbox"/> 診断書取得についての支援 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要（医療機関名： ） (2) 後見人等候補者選定についての支援 <input type="checkbox"/> 不要→ <input type="checkbox"/> 親族が後見人等を予定（続柄： 氏名： ） <input type="checkbox"/> 必要→ <input type="checkbox"/> 専門職の後見人等候補者を紹介（ <input type="checkbox"/> 紹介パンフレット配付 <input type="checkbox"/> 団体への連絡調整） <input type="checkbox"/> 候補者選定が困難なため中核機関に相談（ ） <input type="checkbox"/> 受任調整会議（ 月 日）に諮る <input type="checkbox"/> 本人情報シート、申立書類等（個人名削除）を中核機関へ送付（ 月 日） <input type="checkbox"/> 報告書（候補者名）の受理（ 月 日）・ <input type="checkbox"/> 申立人へ報告書を渡す（ 月 日） <input type="checkbox"/> 本人・申立人・後見人等候補者の顔合わせ日（ 月 日）の調整 (3) 申立同行者の調整 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要→（同行者： ）	
STEP 4	8 後見人選任後、概ね1か月以内※にチーム会議の開催	記入日： 年 月 日
	※家裁への就任時報告の期限内を目安に開催 <input type="checkbox"/> 後見人を含むチーム会議（ 月 日）の調整 <input type="checkbox"/> 後見人に対応してもらいたい課題の共有 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡体制の確認	
	9 終了	記入日： 年 月 日

様式2：権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表（案）

(様式2)

(案)

権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表 (区福祉保健センター、区社会福祉センター、区社会福祉支援センター、高齢者相談支援センター、地域包括支援センター、地域包括支援センター、区社会福祉センター、区社会福祉支援センター、区社会福祉支援センター、区社会福祉支援センター、区社会福祉支援センター)
 * 令和5年10月15日までに、成年後見サポートネットワーク(区協議会)事務局へ提出
 * 相談機関ごとに作成し、年間集計を上げます。同じシートを複数回更新して使用します(前月までに受付した案件に進展があれば更新入力します)。

区名: ○区 機関名: ○○地域ケアプラザ

PO年度 受付月 (氏名)	STEP 1			STEP 2			STEP 3			STEP 4		
	対象者		相談者 名称・氏名	相談内容	緊急性	成年後見制度 の提供	専門職 派遣	必要費用 の発生	申立支援	後見人等選任結果		終了 日
	年齢 (相談日)	内訳								種別	期間	
例 4	不明	75歳	不明	その他 (不明)	緊急性 無0-有1	成年後見制度 の提供 無0-有1	専門職 派遣 無0-有1	必要費用 の発生 無0-有1	申立支援 無0-有1	後見人等選任結果 期間	氏名	終了日
例 5	A.T	80歳	不明	その他 (不明)	緊急性 無0-有1	成年後見制度 の提供 無0-有1	専門職 派遣 無0-有1	必要費用 の発生 無0-有1	申立支援 無0-有1	後見人等選任結果 期間	氏名	終了日
例 6	Y.J	85歳	要介護2	その他 (不明)	緊急性 無0-有1	成年後見制度 の提供 無0-有1	専門職 派遣 無0-有1	必要費用 の発生 無0-有1	申立支援 無0-有1	後見人等選任結果 期間	氏名	終了日
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
											合計件数	

【 資 料 編 】

- 1 横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 設置要綱
- 2 横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 委員名簿
- 3 横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 開催経過
- 4 成年後見関係データ集

1 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」設置要綱

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 横浜市成年後見制度利用促進基本計画（平成31年3月策定）に基づき、成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度の利用が促進され、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域の中で生活を送ることを目指し、横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (2) 中核機関の在り方
 - ア 広報機能
 - イ 相談機能
 - ウ 利用促進機能
 - エ 後見人支援機能
 - オ 不正防止
- (3) その他、成年後見制度利用促進に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから横浜市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 区福祉保健センター職員
- (5) 区社会福祉協議会職員
- (6) 横浜生活あんしんセンター所長
- (7) 学識経験者
- (8) その他会長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員のほか、必要があると認められるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員は、報酬等を受けるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故等がある場合には、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員長は、委員会の会議を招集する。
- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

- 第8条 第2条に掲げる検討事項の事前調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員若干名及び臨時委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長1名を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
 - 4 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

- 第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、横浜生活あんしんセンター内に置く。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

2 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」委員名簿

(1) 全体会

(敬称略・50音順) ◎委員長、○副委員長

氏名	所属	分野
赤羽 重樹	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	医師
生田 純也	横浜市社協 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 社会福祉法人 神奈川県匡済会 踊場地域ケアプラザ所長	地域包括支援 センター
○石井 雅子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川 運営副委員長	社会福祉士
岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	司法書士
延命 政之	横浜生活あんしんセンター 所長 弁護士	横浜生活 あんしんセンター
大野 照夫	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセン ター神奈川県支部 副支部長	行政書士
◎黒田 美亜紀	明治学院大学 法学部教授	学識経験者
杉本 光明	旭区役所 高齢・障害支援課長	区役所 高齢・障害支援課
高橋 博之	神奈川区社協 事務局長	区社協
中根 幹夫	社会福祉法人 横浜共生会 地域活動ホームどんとこい・みなみ 所長	基幹相談支援 センター
○松木 崇	神奈川県弁護士会	弁護士

(2) 相談支援部会

(敬称略・50音順) ○部会長

氏名	所属	分野
○石井 雅子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川 運営副委員長	社会福祉士
岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	司法書士

氏名	所属	分野
内野 直樹	横浜市社協 あんしんマネジャー 磯子区障害者後見的支援室コネクト・ハート	後見的支援室
塩嶋 富美子	緑区社協 事務局次長	区社協
高田 由季	社会福祉法人 横浜共生会 地域活動ホーム どんとこい・みなみ 相談員	基幹相談支援 センター
辻川 彰	一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会 事務局長	精神保健福祉士
角田 勝政	神奈川県弁護士会	弁護士
村上 崇文	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセン ター神奈川県支部 幹事 研修委員長	行政書士
野田 弥寿人	社会福祉法人 偕恵園 偕恵いわまワークス 支援課長	障害福祉部会
水原 伸浩	港北区役所 高齢・障害支援課 高齢者支援担当係長	区役所 高齢・障害支援課
渡邊 宏美	社会福祉法人 ふじ寿か会 地域包括支援センターふじ寿か園 社会福祉士	地域包括支援 センター
渡會 祥子	横浜市介護支援専門員連絡協議会 都筑区代表 医療法人 活人会 指定居宅介護支援事業所 かけはし	居宅介護支援 事業所 ケアマネジャー

(3) 利用支援部会

(敬称略・50音順) ○部会長

氏名	所属	分野
井出 順	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセン ター神奈川県支部 幹事 事務局長	行政書士
○岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	司法書士
大越 絵里子	後見的支援室 運営法人 緑区障がい者後見的支援室 みどりのこかげ	後見的支援室
川端 勇飛	保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課 障害者支援担当係長	区役所 高齢・障害支援課
助廣 一則	中区社協 事務局次長	区社協
鈴木 洋平	神奈川県弁護士会	弁護士

氏名	所属	分野
中島 礼子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあととなあ神奈川	社会福祉士

(事務局)

横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

(所管課)

横浜市健康福祉局 福祉保健課、障害企画課、高齢施設課、高齢在宅支援課

(オブザーバー)

横浜家庭裁判所

3 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」開催経過

(1) 全体会

開催回	開催日	検討内容
第1回	4月25日	・中核機関の機能と役割 ・協議会（市・区）の役割、連携方法
第2回	7月25日	・第1回続き ・中間報告書（案）について
(以降予定)		
第3回	12月19日	・最終報告書（案）について

(2) 相談支援部会

開催回	開催日	検討内容
第1回	5月27日	・各機関における相談対応 ・相談援助スキルの向上について
第2回	6月27日	・第1回続き ・アセスメント、申立支援
(以降予定)		
第3回	9月19日	・利用支援部会で議論した「後見人候補者のマッチング」 ・他制度からの移行による成年後見制度利用 ・広報・啓発
第4回	11月	

(3) 利用支援部会

開催回	開催日	検討内容
第1回	6月11日	・後見人（チーム）支援について ・後見人候補者のマッチングについて

開催回	開催日	検討内容
第2回	7月9日	・第1回続き ・成年後見サポートネット（区協議会）について
(以降予定)		
第3回	10月23日	・利用支援の仕組みづくり
第4回	12月	

4 成年後見関係データ集

(1) 全国の後見ニーズ等の基礎統計

○高齢者および認知症高齢者の推計

(平成29年内閣府)

	高齢化率	認知症高齢者数
2020(令和2)年	28.9%	602万人
2025(令和7)年	30.0%	675万人
2030(令和12)年	31.2%	744万人

○障害者数の推移

(厚生労働省調査)

	身体障害	知的障害	精神障害	備考
2006(平成18)年	3,576千人	419千人	—	知的障害は平成17年 精神障害は調査なし
2011(平成23)年	3,864千人	622千人	568千人	
2016(平成28)年	4,287千人	962千人	841千人	

○成年後見等の申立件数の推移

(最高裁判所 成年後見関係事件の概況)

	申立件数	前年比(件)	前年比(率)	備考
2008(平成20)年	26,459	1,732	107%	任意後見監督人の選任を 除く
2013(平成25)年	34,548	-141	99.6%	
2018(平成30)年	36,549	812	102.2%	

○申立人と本人(被後見人等)との関係

(平成30年最高裁判所 前掲統計)

	本人	配偶者	親	子	兄弟	その他親族	市区町村長
件数	5,715	1,823	1,870	8,999	4,469	4,433	7,705
構成比	15.8%	5%	5.2%	24.9%	12.4%	12.3%	21.3%

○市町村長申立ての推移

(最高裁判所 前掲統計)

	申立件数	全体比(率)
2008(平成20)年	1,876	7.1%
2013(平成25)年	5,046	14.6%
2018(平成30)年	7,705	21.3%

○家庭裁判所別の市区町村長申立件数

(平成30年最高裁判所 前掲統計)

管内	東京	大阪	横浜	さいたま	千葉	神戸
件数	1,196	544	647	440	407	277

○成年後見人等と本人との関係の推移

(最高裁判所 前掲統計)

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	市民後見
2008(平成20)年	68.5%	9.1%	11.4%	6.6%	—
2013(平成25)年	42.2%	17.6%	21.9%	10.0%	—
2018(平成30)年	23.2%	22.5%	29.0%	13.3%	0.9%

(2) 横浜市の後見ニーズ等の基礎統計

○後見等の類型

(平成29年横浜家庭裁判所)

	後見	保佐	補助	任意後見
申立件数	79.3%	13.8%	2.9%	4.0%

○第三者後見人等の構成

(平成29年横浜家庭裁判所)

	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	その他
受任件数	437	343	129	98	50
構成比	41.3%	32.5%	12.2%	9.3%	4.7%

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会

事務局：横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地 電話 045-201-2009

区協議会の新たな機能・役割について

1 成年後見サポートネットの機能・役割拡充による区協議会への位置づけ

令和2年度に設置予定の区協議会は、現行の「成年後見サポートネット」に機能・役割を拡充して実施します。

(1) 成年後見サポートネットとは

「成年後見サポートネット」とは、権利擁護の推進を目指し、平成18年度より各区域における権利擁護に関する課題を検討し、権利擁護の関係機関・団体のネットワークを強化することを目的に全区で開催されています。

【概要】

事務局	区役所高齢・障害支援課、区社協あんしんセンター
参加者	地域包括支援センター、基幹相談支援センター、必要に応じてその他関係者
助言者	専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士）
職務	(1) 成年後見に関する困難事例の検討 (2) 区域における権利擁護に関する課題の検討 (3) 区域における権利擁護の普及・啓発に関する検討・実施 (4) 横浜市市民後見人バンク登録者の支援

(2) 成年後見サポートネットを区協議会へ転換

事務局は区内の権利擁護相談機関から、定期的に成年後見制度等に係る相談実績及び進捗の報告を受け、全数把握します。その上で、成年後見サポートネットの開催と合わせて、事務局と専門職のみで、区内の相談分析や課題の検討を行う新たな場（仮称：事務局会議）を設定します。

また、事務局会議（仮称）では、その他に個別案件への関わりとして、本人を支援するチームをバックアップする機能を持ちます。全数把握する中で困難案件を発見し、専門職派遣の必要性や中核機関の支援要請等を検討します。併せて、相談機関から専門職による判断が必要な案件の相談を受け検討します。

事務局会議（仮称）で協議した案件については、その後の進捗について継続して報告を受け、協議会としてモニタリングします。

【イメージ図】

成年後見サポートネット (区協議会)	【一部】 <u>新規機能（事務局会議：仮称）</u> (1) 区域の権利擁護の相談分析と課題の検討 (2) チームの継続支援、モニタリング 参加者は事務局（区・区社協）及び専門職のみ
	【二部】 <u>現在の成年後見サポートネット全体会</u> ・区域の相談機関のスキルアップと連携の仕組みづくり

2 相談分析等を踏まえた区域の課題検討

従来の成年後見サポートネットでは、毎年度末に参加している相談機関から、成年後見に係る課題を抽出し、事務局で区域の課題整理を行い、次年度計画に反映していました。

区協議会に転換後は、この区域の課題を整理検討する場も事務局会議（仮称）として実施し、専門職と共に課題検討します。

区協議会で上がってきた課題のうち、区域を越えた課題については、市協議会で検討し具体策につなげます。

3 区協議会（事務局会議：仮称）におけるチームの継続支援、モニタリング

（1）モニタリングとは

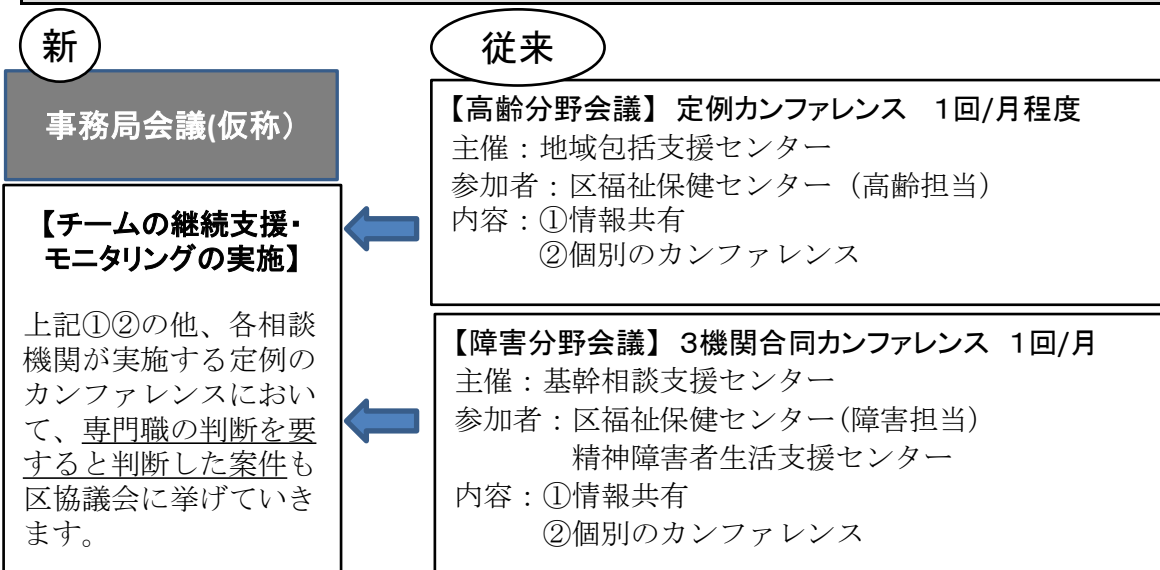
ここでは、相談機関が受けた相談案件やチーム支援に対して、その後の経過を継続的に確認し、必要に応じて方針や支援内容の見直しを助言することを指します。

（2）区協議会（事務局会議：仮称）が実施するモニタリングとは

区の協議会は、把握した相談の全数をモニタリングするわけではなく、困難案件として協議した個別案件のみモニタリングし、チームを継続的に支援します。

【モニタリング案件の例】

①事務局会議（仮称）として、専門職派遣の助言をした案件
全数把握のために、各権利擁護相談機関から毎月提出される対応状況一覧表（中間報告書P24参照）から、相談の目詰まりがないか確認する中で、専門職派遣の必要性を事務局会議として判断します。
②各相談支援機関から専門職の判断を仰ぎたいと検討依頼があった案件
各権利擁護相談支援機関は、具体的に専門職に判断を仰ぎたい案件があった場合には事務局に報告し、事務局が取りまとめて、事務局会議に諮ります。
③定例カンファレンス（通常業務）からの依頼案件



4 区協議会（事務局会議：仮称）の運営方法

区協議会（事務局会議：仮称）が実施する区内相談機関が受けた相談の全数把握の手順や、モニタリングの手法については、今後、事務局の意見も聞きながら、効果的、効率的な方法を検討します。

令和元年度 中核機関設置に向けたスケジュール

